

「結婚」、「同性婚」、「同性愛／異性愛カップル」などの用語を批判的に検討する

～SOGI に敏感な視点を家族研究に取り入れる試みとして～

大山治彦（四国学院大学）

1. 目的

本報告の目的は、SOGI に敏感な視点から、結婚やカップルなどに関するいくつかの概念について批判的検討をおこない、SOGI に敏感な視点による家族研究を行うには何が必要か、論ずることである。

2. 結婚は3層構造になっている

結婚は、①法律婚、②法律婚に準ずる地位を認める諸制度による結婚、③事実婚の3層構造になっている。しかし、わが国では、結婚=法律婚（婚姻）とされ、結婚が3層構造であることに意識的ではない。法律婚に準ずる地位を認める諸制度による結婚には、登録パートナー制度や法定同棲、PACS などが含まれ、DP 制度などと呼ばれている。こうした制度の多くは、法律婚の枠外におかれた同性カップルのために創設されたものである。しかし、異性カップルも利用できる国もある。わが国にはなじみがないが、結婚のひとつの形態といえる。

また、わが国の法律婚は届出制であり、離婚については協議離婚が可能である。こうした特徴から、欧米の法律婚と比較すると、実は DP 制度に近い性質をもっている。しかし、こうしたことあまり知られていない。

3. 「同性婚」という用語に潜むヘテロセクシズム

結婚は、異性間、同性間にかかわらず、同じ結婚のはずである。実際、欧米では、同性間の法律婚は、既存の婚姻法から男女の結合という規定を削除することで実現されている。すなわち、別の法律をつくるのではなく、婚姻法を性中立化に改正したのである。したがって、異性間の結婚を「異性婚」ではなく、単に結婚と称し、同性間の結婚のみを「同性婚」と呼ぶのは、ヘテロセクシズムである。なぜなら、それは、同性間の結婚を“普通”的な結婚ではなく、特殊なもの“と位置づけることになるからである。したがって、異性間の結婚が「異性婚」という特殊個別な結婚という認識を欠くうちは、「同性婚」という用語を、無批判に用いるべきではない。

4. 「同性愛カップル・パートナー／異性愛カップル・パートナー」とは何を意味しているのか

実態に即し、かつ統計データにおいても、ある程度、確認可能なものは、「同性カップル／異性カップル」、「同性パートナー／異性パートナー」であって、「同性愛カップル／異性愛カップル」、「同性愛パートナー／異性愛パートナー」ではない。これまで、わが国における異性カップルや結婚に関する調査のほとんどは、回答者の性指向を確認していない。したがって、わかるのは、あくまでも異性カップル／異性パートナーだということだけである。別の言い方をすれば、わが国には、異性愛カップルに限定された研究もほぼ存在しなかったともいえる。このように、ヘテロセクシズムはまた、異性愛（者）に関する知見を得ることも阻害していたのである。

さらにいうと、同性カップル／異性カップル、同性パートナー／異性パートナーと用語もまた、検討の余地があることも認識しておかなければならない。なぜなら、その性別のデータもまた、不完全なものだからである。ほとんどの調査において、性自認と、性他認、すなわち他人によって認識されている性別や、書類上の性別とを、厳密に区別して収集していない。したがって、同じ性別カテゴリーの中にいる人であっても、その人が性別違和のあるトランスジェンダーなのか、性別違和のないシスジェンダーなのか、区別できないのである。また、性分化疾患（インターセックス）の人たちの考慮に入れれば、この問題はさらに複雑なものとなろう。

5. 考察

このように、わが国の家族研究は、わが国の制度などを前提にしがちであることや、ヘテロセクシズムと、シスジェンダー主義というべきものを内包していることがみてとれる。したがって、家族研究が SOGI に敏感な視点を獲得するためには、次の 2 つの相対化、すなわち、①わが国の結婚（制度）のありかたの相対化と、②マジョリティであるシスジェンダーで異性愛者の相対化が必要である。とりわけ、②について、つまり、性指向においてマジョリティである異性愛と、性自認においてマジョリティであるシスジェンダーを、それぞれ特殊個別なセクシュアリティとして相対化し、それぞれに固有な特徴や問題などを明らかにすることが必要である。これは、ジェンダーの地平において、マジョリティである男性のジェンダー化の議論が参考になるであろう。

（キーワード：結婚、SOGI、相対化）